

平成三十年十一月射水市議会臨時会

# 市長提案理由説明要旨

本日、射水市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日提出いたしました案件の概要について申し上げます。

議案第六十九号「射水市地区センター設置条例の一部改正」につきましては、下地区センターを来年四月一日から下村交流センター内に移転するため、所要の改正を行うものであります。

報告案件につきましては、地方自治法第百八十条の規定による専決処分の報告を提出しております。

以上が本日提案いたしました案件の概要であります。

何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。